

旭川市水道事業配水管老朽度診断業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市水道事業配水管老朽度診断業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 背景と目的

本市の配水管は、ダクタイル鋳鉄管や硬質ポリ塩化ビニル管（以下「塩ビ管」という。）などで構成され、総延長は令和5年度末時点で約2,230kmとなっている。

現在は、100年1サイクルを目標に更新率1%で更新事業を行っており、漏水が他の管種と比較して圧倒的に多い塩ビ管（TS継手）と腐食性土壤に埋設されている中大口径のダクタイル鋳鉄管を重点的に更新している。

塩ビ管（TS継手）については更新完了の見通しが立ってきていることから、次の重点対策としては、塩ビ管（TS継手）の次に漏水件数が多く、経年劣化の進行により今後益々漏水件数が増える見込んでいる「塩ビ管（RR継手）」や局所的な外面腐食が進行することで漏水が発生する「腐食性土壤に埋設されている小口径のダクタイル鋳鉄管」を対象とすることを想定している。

ただ、これら更新対象となり得る管路の延長の合計は約920kmにも及び、現在の更新ペースで行くと更新完了まで40年以上という長い年月が必要になること、また、漏水の危険性を特定する要因が判明しておらず対象管路の中でも優先すべき管路の特定ができないことが課題となっている。

そこで、更新を優先すべき管路と更新を後年度へ先送りできる管路を選別し、より効果的かつ効率的な管路更新を推進するための実施計画の策定に向け、その基礎資料となる配水管の劣化状況を把握することを目的に、埋設環境（環境ビッグデータ）と過去の漏水データを掛け合わせてAI（機械学習）により破損確率を算出することで管路の老朽度診断を行うものである。

第2 業務の概要

1 業務名

旭川市水道事業配水管老朽度診断業務委託

2 履行期間

契約を締結した日から令和8年3月10日まで

3 予算概要等

この業務に係る予算予定額は、33,716,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算予定額の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、旭川市水道局（以下「水道局」という。）はその損害について一切負担しない。

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。また、業務の履行にあたり必要な場合は、発注者から「5 提供可能データ」にあるデータの提供が可能である。

(1) 配水管老朽度診断

ア 対象管路

本市の令和6年度末時点の配水管の内、耐震継手であるGX形及びNS形継手を除くダクタイル鋳鉄管と塩ビ管（RR継手）の合計約1,800kmを対象とする。

イ AIモデルの構築

AIモデルの構築にあたっては、受注者が所有する環境ビッグデータと水道局が提供する漏水データや受注者がこれまでに日本国内において収集した漏水データなどを適切に組み合わせた上で、従来の経年劣化予測より高い精度が得られるよう設定すること。

なお、水道局が所有する管路データに属性情報の欠損や誤入力等があり、これにより適切な診断結果が得られない恐れがある場合は、発注者と協議の上、管路データの修正や補完を行うこと。

ウ 破損確率の算出

イで構築したAIモデルを用いてアの対象管路の管理単位毎に、次期水道ビジョンの計画期間である令和21年度までの15年間の破損確率を算出し、管路の老朽度診断を行うこと。また、診断結果に大きく影響した破損要因も合わせて示すこと。

なお、算出した破損確率は視覚的な表示が可能となるようなシステムでも提供すること。この際、絶対評価及び相対評価の双方での表示が可能とすること。

(2) 更新優先度の設定

(1)の結果と管路の重要度を踏まえ、更新優先度を管路毎に設定すること。管路の重要度については、発注者と協議の上評価方法を決定すること。

(3) 更新需要の見通しの検証

(2)において設定した更新優先度を勘案し、複数の更新パターンにより、更新延長や事業費などの更新需要の見通しを検証すること。更新パターンの設定については、受注者の発意、創意工夫による任意のものとするが、発注者の意向も踏まえたものとする。

(4) 報告書の作成

(1)～(3)をとりまとめた報告書を作成すること。

また、本業務完了後においても継続して検討すべき事項や今後の本市の配水管更新事業における課題及びそれを解消するための提案等についても示すこと。

なお、成果品の詳細については、「6 成果品」に記載のとおりとし、納品を持って業務完了とする。

5 提供可能データ

水道局で保有しているデータは以下のとおりであり、業務履行にあたり必要な場合は提供可能である。

データ名	ファイル形式	データ内容
管路情報（物理情報） ※令和6年度末時点データ ※これ以前のデータが必要な場合は要相談	Shape データ	位置情報、管種、口径、継手形式、延長、布設年度、配水ブロック など
管路付属施設情報	Shape データ	仕切弁、空気弁、消火栓、圧力調整弁 など
漏水事故情報	Excel データ	位置情報、破損管種、破損部、布設年度、修繕日、更新の有無 など

※ 令和6年度末時点の管路情報（物理情報）データについては、令和7年7月頃から提供可能となる見込み。令和5年度末以前のデータは契約締結後から提供可。

6 成果品

名称	提出部数	備考
報告書	紙 2部 電子データ	原則、A4版とする。
報告書（概要版）	紙 2部 電子データ	報告書の要点を簡潔にまとめたものとする。 原則、A4版とし、報告書と同一の綴りとする。
管路劣化診断結果	電子データ	データ形式は発注者との協議による
重要度・更新優先度評価結果	電子データ	データ形式は発注者との協議による
その他		発注者の指示による

※紙は全てを一冊に取りまとめて提出すること。

※電子データはCD-R若しくはDVD-Rに格納して、紙の成果品の巻末に綴り込んで提出すること。

第3 担当部局

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目旭川市水道局4階

旭川市水道局上下水道部水道施設課 水道事業係

電話 0166-24-3153

FAX 0166-24-3693

E-mail suido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6・7年度旭川市水道局物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3281情報システム開発（セットアップ）」又は「3378水道施設維持管理（保守点検含む）」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明書手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年2月3日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送
- (5) その他 持参の場合の受付は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、郵送の場合は追跡可能な方法とし、提出した旨を電子メールで連絡すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件についての確認を行い、令和7年2月7日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年2月12日（水）午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電子メール

- (3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和7年2月14日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 実施体制及びこれまでの実績

- ア これまでの類似業務の実績
- イ 業務責任者及び管理技術者の技術力
- ウ 業務の実施体制

(2) 水道局が抱える課題を踏まえた上での診断方法に関する提案

- ア 本業務の趣旨及び目的を理解し、水道局の現状や特有の課題を踏まえた診断内容（業務手順及び工程管理を含む）の提案
- イ 診断項目及び診断方法に関する提案
- ウ 診断結果の実用性に関する提案

(3) 診断結果の活用方法の提案

- ア 診断結果と管路の重要度を踏まえた更新優先度の設定に関する提案
- イ 更新需要の見通しを検証するための更新パターンの設定に関する提案
- ウ ア及びイを踏まえ、本市における今後の配水管更新の基本的な方向性についての提案

2 企画提案書の作成

企画提案には、企画提案書（様式4）に次の書類を添付すること。

(1) 企画提案書別紙（任意様式）

(2) 見積書及び積算内訳書（任意様式）

(3) 類似業務の実績がある場合は、類似業務の契約書及び仕様書の写し（最大10業務まで）

なお、実績として認められる業務は、日本国内の水道事業体から請け負った類似の診断業務（再委託又は共同企業体の構成員として診断の主たる業務を請け負ったものも含む）とし、水道事業体との共同研究や管路腐食度調査等の直接診断業務は実績に含むことはできない。また、同一事業体による別年度の継続業務の実績数はまとめて一とする。

3 企画提案書作成上の注意事項

(1) 企画提案は、1事業者につき1提案とする。

(2) 2の書類は、原則A4サイズとする。なお、A4サイズに収めることが難しいものについては、A3サイズも可とするが、提出時にはA4サイズに折り込むこと。

(3) 2の書類は、10部作成し、1部ごとにA4フラットファイルに綴じて提出すること。

(4) 提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

4 提出方法等

(1) 提出期間 令和7年2月17日（月）午後5時まで

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は追跡可能な方法とし、提出した旨を電子メールで連絡する

こと。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 水道局は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 水道局は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- 1 提出書類 質疑応答書（様式5）
- 2 提出期間 令和7年2月14日（金）午後5時まで
- 3 提出場所 第3に同じ。
- 4 提出方法 電話連絡の上、電子メールにて提出すること。なお、電話は土・日・祝を除く午前9時から午後5時までの対応とする。
- 5 留意点 質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答する。また、併せて、旭川市水道局の公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件に定める要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参加資格がある旨の通知日から審査結果通知日までの間に、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市水道事業配水管老朽度診断業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明30分、質疑20分の計50分以

内とする。なお、企画提案者が多数となった場合は、説明持ち時間及び質疑時間を短縮する場合がある。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査を行わず、受託候補者の特定から除外する。

オ スクリーン及びプロジェクターは、水道局で用意する。パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

審査委員全員の評価点の合計が最も高い提案をした企画提案者を、審査会の合議の上、本業務の受託候補者として特定する。ただし、参考見積価格が予算予定額を超える者については受託候補者から除外する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、1-1、2-2、2-3 及び 2-7 の評価点の合計が高い方を優位と位置付けた上で、その他評価すべき点なども踏まえ審査会での審議により決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知する。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められた日から2日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、水道局は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、水道局は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市水道局契約事務取扱第27条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

業務完了後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年2月3日（月）午後5時まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和7年2月7日（金）
企画提案書の提出	令和7年2月17日（月）午後5時まで
ヒアリング等	令和7年3月上～中旬（予定）
企画提案書審査結果の通知	令和7年3月中～下旬（予定）
契約締結	令和7年4月下旬～5月上旬（予定）

評価基準

審査項目	配点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや不 十分	不十分
1 事業者に関する項目	35／150					
1-1 会社として他の水道事業者が発注した水道管の管路劣化診断業務又はこれと同等の業務の完了実績を有しているか。	15	15	12	8	4	1
1-2 業務責任者・管理技術者の技術力は十分か。	10	10	8	6	4	2
1-3 業務履行体制及びその信頼性は適当か。	10	10	8	6	4	2
2 企画提案書，ヒアリング等に関する項目	105／150					
2-1 本市の現況・特有の課題を踏まえた上で，業務の趣旨・目的を十分に理解しているか。また，業務手順及び工程管理は適当か。	15	15	12	8	4	1
2-2 診断項目の設定及び診断方法は適当か。	20	20	15	10	5	1
2-3 診断結果は実用性の高いものとなっているか。	20	20	15	10	5	1
2-4 更新優先度の設定は，管路の重要度を踏まえたものとなっているか。	10	10	8	6	4	2
2-5 更新需要の見通しの検証にあたっては，今後の管路更新計画を立案する上で実用的な更新パターンが設定されているか。	10	10	8	6	4	2
2-6 表現力・説明能力・論理性	10	10	8	6	4	2
2-7 創意工夫があり，業務に対する意欲が確認される。	15	15	12	8	4	1
2-8 提案内容に関する特筆すべき事項	5	5				0
3 参考見積価格に関する項目	10／150					
3-1 適正な見積りがなされているか。	10	10	8	6	4	2
合計	150	点				

※見積金額の評価基準

予算額と最低見積金額の差を5で除した額をAとし、以下の基準より評価する

- ・最低見積金額以上、(最低見積金額+A)未満・・・・・・極めて良好
- ・(最低見積金額+A)以上、(最低見積金額+A×2)未満・・・・良好
- ・(最低見積金額+A×2)以上、(最低見積金額+A×3)未満・・普通

- ・（最低見積金額＋ $A \times 3$ ）以上，（最低見積金額＋ $A \times 4$ ）未満・・・やや不十分
- ・（最低見積金額＋ $A \times 4$ ）以上，予算額以下・・・・・・・・・・不十分

参加表明書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業務名 _____

令和 年 月 日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルについて参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること、及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無

旭川市水道局受付印

申請担当者役職・氏名

連 絡 先 TEL

FAX

E-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

第 号
令和 年 月 日

様

旭川市水道事業管理者
佐藤 幸輝
(公 印 省 略)

参加資格要件確認結果通知書

先に申込みのありました、公募型プロポーザルの参加資格要件確認結果について、次のとおり通知します。

1 業務名 旭川市水道事業配水管老朽度診断業務

2 結果

参加資格を有することを認めます。

3 企画提案書の提出依頼

公募型プロポーザル実施要領第 6 の企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成し、次のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出期限 令和 7 年 2 月 17 日 (月) 午後 5 時

(2) 提出場所 旭川市上常盤町 1 丁目 旭川市水道局 4 階水道施設課執務室

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出部数 10 部

4 ヒアリング等の実施日及び場所について

公募型プロポーザル実施要領第 9 2(2)の実施日時及び場所は次のとおりとします。

(1) 実施日時 令和 7 年 3 月上旬

※詳細は、企画提案書提出後に別途通知する。

(2) 実施場所 旭川市上常盤町 1 丁目 旭川市水道局 4 階第 2 会議室

5 担当

旭川市水道局上下水道部水道施設課水道事業係 秋葉

TEL 0 1 6 6 - 2 4 - 3 1 5 3

FAX 0 1 6 6 - 2 4 - 3 6 9 3

Email suido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

第 号
令和 年 月 日

様

旭川市水道事業管理者
佐藤 幸輝
(公 印 省 略)

参加資格要件確認結果通知書

先に申込みのありました，公募型プロポーザルの参加資格要件確認結果について，次のとおり通知します。

1 業務名 旭川市水道事業配水管老朽度診断業務

2 結果

次の理由により，参加資格を有することを認められません。

理由： のため

3 理由の説明要求

2の理由について，説明を求めることができます。

この説明を求める場合は，令和7年2月14日までに4の担当にその旨を記載した書面（任意様式）を提出してください。

なお，提出方法は電子メールとします。

4 担当

旭川市水道局上下水道部水道施設課水道事業係 秋葉

TEL 0166-24-3153

FAX 0166-24-3693

Email suido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

企画提案書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

提出者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊞

業務名 _____

標記業務について、次の書類を添えて申込みます。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案書別紙
- 2 業務に係る事業費積算内訳
- 3 類似業務の契約書等の写し（類似業務の実績がある場合）※最大 10 業務まで

提出担当者役職・氏名

連絡先

TEL

FAX

E-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者

(電話番号) 0166-24-3153

(E-mail) suido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

住 所

商号又は名称

代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

業務名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	

注 あらかじめ電話連絡の上、上記のメールアドレスへ送信してください。

質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

佐 藤 幸 輝

(公 印 省 略)

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答する。

業務名		
質 疑 事 項		回 答 事 項
質問年月日 令和 年 月 日		

様

旭川市水道事業管理者
佐藤 幸輝
(公 印 省 略)

審査結果通知書

先に提案のありました、公募型プロポーザルの審査結果について、次のとおり通知します。

1 業務名 旭川市水道事業配水管老朽度診断業務

2 審査結果

(1) 受託候補者

(2) 評価点

	受託候補者	A 社	B 社	C 社	D 社
評価点	点	点	点	点	点

※評価点の高い順に記載しています。

(3) 企画提案者

A 社 :

B 社 :

C 社 :

D 社 :

3 受託候補者の特定理由

令和 7 年 3 月 日に開催した審査会において、公募型プロポーザル実施要領に基づき審査及び評価を行った結果により、評価点の最も高い者を受託候補者として特定した。

4 その他

(1) 受託候補者として特定された者は、契約手続きを行いますので、担当まで御連絡ください。

(2) 受託候補者として特定されなかった者は、3 の理由について、説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 7 年 3 月 日までに旭川市水道局上下水道部水道施設課水道事業係にその旨を記載した書面（様式任意）を提出してください。なお、提出方法は持参又は郵送とします。

5 担当

旭川市水道局上下水道部水道施設課水道事業係

TEL 0166-24-3153

Email suido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp